

件 名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
-----	------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

「地方税法施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第132号。以下「政令」といいます。）により、平成26年4月1日から国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額等の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものです。

また、地方税法施行規則の一部改正に伴う条項の整理を行うため、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の課税限度額を政令で定める課税限度額に改正します。 <第2条及び第26条関係>

	現行	改正後
後期高齢者支援金等課税額	14万円	16万円
介護納付金課税額	12万円	14万円

- (2) 本条例で引用している「地方税法施行規則」第24条の37が第24条の36に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。

<第23条関係>

3 その他

- (1) 施行日は、2の(1)については平成27年4月1日とし、2の(2)については、公布の日とします。
- (2) 改正後の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することとします。

(参考)

国民健康保険税の基礎課税額（医療分）の課税限度額（51万円）については改正を行いません。そのため、今回の改正により、国民健康保険税の課税額（基礎課税額＋後期高齢者支援金等課税額＋介護納付金課税額）の限度額は、81万円になります。

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第14号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

第23条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第26条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定は公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。